民有地から張り出した樹木は所有者が責任を持って管理しましょう

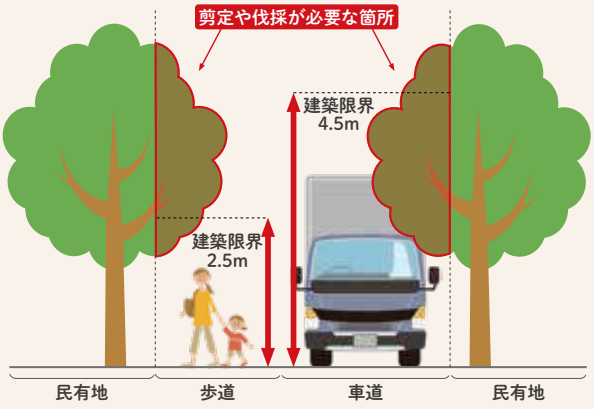
民有地から道路上に張り出した樹木などが歩行者や自動車の視界などを妨げてしまうと、重大な事故へつながる恐れがあります。張り出した樹木により事故が発生した場合は、土地所有者が賠償責任(民法第 717 条)を問われる可能性があります。民有地から道路上に張り出した樹木などの維持管理は土地所有者の義務です。伐採したり、シルバー人材センターに委託したりするなど責任を持って管理しましょう。

建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として道路管理者が伐採します。事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるよう、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

剪定や伐採が必要な「建築限界」

自動車や歩行者の安全な通行を確保するため、電柱・信号機・樹木などが道路上に入ってはいけない空間のことを「建築限界」といいます。車道上空 4.5 m、歩道上空 2.5 mの範囲内に草木などが張り出していると建築限界を侵している可能性があります。

民有地同士の問題は、民法第 717条「土地の工作物の占有者および所有者の責任」により、市は関与することはできません。



管理と対応の方法

土地所有者の責任

所有者は、道路上に樹木が張り出さないよう剪定や伐採をし、倒木の防止に努めましょう。高所作業は危険を伴うため、専門業者に依頼することが推奨されます。

行政の対応

道路管理者や市町村は、危険な樹木が放置されている場合、所有者に剪定や伐採を要請します。所有者が対応しない場合は、措置命令や行政代執行により、行政が直接作業をする場合があります。その費用は原則、所有者負担となります。

緊急時の対応

強風や大雨、積雪などで道路通行に支障がある場合、道路管理者が緊急措置として剪定や伐採をし、交通安全を確保することがあります。

国道・県道に関する問い合わせ
照会　袋井土木事務所維持管理課　☎0538㊷3215

市道に関する問い合わせ
照会　維持管理課　☎0537㊽1124